

答申

1. 審査案件

伊賀市個人情報保護条例第9条第1項に規定するオンライン結合について（土地評価・地番図及び家屋図等情報整備業務）

2. 諮問の趣旨

固定資産税評価システムについて、総合行政ネットワーク（LGWAN）のクラウドサービスを利用するにあたり、伊賀市個人情報保護条例第9条第1項に規定するオンライン結合を同条第2項の規定に基づき諮問するものである。

3. 実施機関の説明

（1）オンライン結合する事務の名称

土地評価・地番図及び家屋図等情報整備業務

（2）個人情報の内容

住所、氏名、生年月日、性別、土地・家屋に係る課税関係情報

（3）対象者

伊賀市に土地又は家屋を所有している人

（4）総合行政ネットワーク（LGWAN）クラウドサービス利用の必要性について

現行の固定資産税評価システムのサーバーは、課税課の事務所に設置をしていることから、限られた事務所のスペースでの設置場所の確保が困難になってきていることや盗難の危険性も否定できない。総合行政ネットワーク（LGWAN）のクラウドサービスを利用することで、事務所の省スペース化や更なるセキュリティの向上が期待できる。

また、現在はシステムに不具合が生じた場合、システムは停止し、遠方の事業者に修理を依頼しているため、その間の停止時間が長時間となり市民サービスの低下を招いている。総合行政ネットワーク（LGWAN）のクラウドサービスを利用することで、これらの時間ロスもなくなり市民サービスの向上にもつながる。

(5) 総合行政ネットワーク (LGWAN) のクラウドサービスの安全性について

総合行政ネットワーク (LGWAN) は、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした行政専用のネットワークとして運用されており、サーバーは国が定める基準をクリアしたセキュリティセンターで管理されている。また、システムの不具合に対しても即時対応可能で、高度なセキュリティが確保できている。

4. 審査会の意見

(1) 公益上の必要性について

固定資産税の評価システムについて総合行政ネットワーク (LGWAN) のクラウドサービスを利用することの目的は、サーバーの管理体制強化とセキュリティの向上ということにあり、そこには一定の公益上の必要性が認められる。

ただし、生年月日と性別については、固定資産税の評価という事務の目的を達成する上で必ずしも必要である情報とは言えないため、これらの情報を含むオンライン結合による提供には公益上の必要性を認めることはできない。

(2) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

住所、氏名、生年月日、性別、土地・家屋に係る課税関係情報は重要な個人情報といえるが、総合行政ネットワーク (LGWAN) においては高度なセキュリティの中で管理されるため、流出等により個人の権利利益を侵害するおそれは極めて低いと考える。

しかし、伊賀市個人情報保護条例には情報の収集は事務の目的を達成するために必要な範囲内に限定するとされており、必要以上の情報を収集、保管をしないという原則がある以上、事務の目的を達成する上で必ずしも必要である情報とは言えない生年月日と性別については除くべきであると考えられる。

5. 結論

以上の理由により、本審査会は、住所、氏名、土地・家屋に関する情報は、公益上の必要性があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断し、オンライン結合により個人情報を提供することに支障はないと判断する。しかし、生年月日、性別は公益上の必要性がないと判断されることから、オンライン結合により個人情報を提供すべきではないと判断する。

6. 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成27年4月9日	諮問書受理
平成27年4月17日	所管課に理由説明求む 審議 答申 (第1回審査会)